

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター動物実験取扱規程

第1章 総則

(趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、科学的観念、動物愛護と福祉の観点、環境保全並びに動物実験等を行う職員等の安全確保の観点から、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験倫理委員会及び実験動物管理委員会の設置、動物実験計画の承認手続き及び、施設等の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等必要な事項を定めるものとする。

- 2 動物実験等については、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）、「実験動物の飼養及び管理並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、「厚生労働省の所轄する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日科発第0601001号厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知。以下「厚生労働省基本指針」という。）、動物実験等の実施方法を日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
- 3 動物実験等の実施に当たっては、動物愛護管理法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）に責任と信頼性を加えた動物実験の5Rs（Reduction：使用動物数の減少、Refinement：苦痛の軽減、Replacement：代替手段の検討、Responsibility：責任、Reliability：信頼性）に基づき、人獣共通感染症の回避に努め、適正に実施しなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造

の用その他の科学上の利用に供することをいう。

- (2) 飼養保管施設 実験動物施設棟及び申請により設置された実験動物保管施設であり、実験動物を恒常に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 動物実験区域 実験動物に実験操作（24時間以内の一時的保管を含む）を行う実験室や区域をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び動物実験区域をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、又は魚類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 実施機関の長 理事長とする。
- (8) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (9) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する常勤役職員をいう。
- (10) 実験動物施設棟管理者 実験動物施設棟にて実験動物及び施設等を管理する者をいい、実験動物管理室長の職をもって充てる。
- (11) 保管施設管理者 実験動物保管施設が属する部門の代表者であり、設置された施設にて実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (12) 実験区域管理者 動物実験区域が属する部門の代表者であり、設置された区域にて実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (13) 施設管理者 実験動物施設棟管理者、保管施設管理者及び実験区域管理者であり、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (14) 実験動物管理者 実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいい、実験動物管理室長の職をもって充てる。
- (15) 飼養者 実験動物管理者及び管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (16) 管理者等 理事長、施設管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (17) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

## 第2章 適用範囲

第3条 この規程は、センターにおいて実施される哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、及び魚類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施をセンター外の機関に委託等する場合、委託先においても、動物愛護管理法、飼養保管基準、厚生労働省基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針等（以下「関係法令等」という。）に基づき、動物実験倫理委員

会の審査を受けて、理事長より承認を得なければならない。

- 3 動物実験責任者は、センター役職員が他の研究機関等において動物実験等を実施する場合においても、関係法令等に基づき、動物実験倫理委員会の審査を受けて、理事長より承認を得なければならない。

### 第3章 組織

(理事長の責務)

第4条 理事長は、センターにおける全ての動物実験等の適正実施、及び施設等の適正運用を行う最終的な責任を有し、必要な措置を講じなければならない。

(組織)

第5条 理事長は、動物実験計画の承認にかかる審査、実施状況及び結果の把握、実験動物保管施設及び動物実験区域の承認にかかる審査、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第4章に定める動物実験倫理委員会を置く。

- 2 理事長は、動物実験等の適正実施及び施設等の適正運用を行わせるために必要な教育訓練を行い、実験動物飼育棟の環境、清潔度を適正な状態で維持するために必要な維持管理業務を行う組織として、第5章に定める実験動物管理委員会を置く。
- 3 実験動物管理委員会は、動物実験倫理委員会の指導のもとで業務を行うものとする。

### 第4章 動物実験倫理委員会

(動物実験倫理委員会の役割)

第6条 動物実験倫理委員会は、次の事項を審議又は調査し、理事長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が関係法令等及び本規程に適合していることの審議
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 実験動物保管施設及び動物実験区域の設置・廃止に関すること
- (4) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (5) 動物実験実施者の登録に関すること
- (6) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (7) 動物実験等に係る自己点検及び評価並びに検証に関すること
- (8) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(動物実験倫理委員会の構成)

第7条 動物実験倫理委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 企画戦略局長
- (2) 副所長
- (3) 病院長
- (4) 実験動物管理室長
- (5) 研究医療課長
- (6) 動物実験等及び実験動物に関して識見を有する者
- (7) 必要に応じ、その他学識経験を有する者

2 委員長は、審査や審議の内容に応じ、委員以外にも動物実験やその倫理の専門家等、必要と認める者を委員会に出席させて意見を聞くことができる。

3 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第3者に漏洩しないこととする。

(委員長等)

第8条 委員会に委員長を置き、副所長を充てる。

- 2 委員長は必要に応じ、委員の中から副委員長を指名することができるものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となるとともに委員会の事務を総括する。ただし、内容を吟味して、書面審議による決議を諮ることができる。
- 5 委員長は、動物実験計画書の変更（動物実験実施者、動物実験内容の飼養場所及び実験実施場所、使用動物、加齢育成動物使用予定等）における迅速審査を行うことができる。委員長は、迅速審査の対象か否かの判断は委員会事務局と協議の上で行い、次回の委員会で迅速審査の内容と判定結果を報告する。

(動物実験計画書の提出)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等を実施する場合には、事前に動物実験計画申請書（様式1－1）を用いて実験計画を理事長に申請し、承認を得なければならない。

- 2 動物実験責任者は、承認された実験計画の変更を行う場合には、事前に動物実験計画変更申請書（様式1－2）を用いて、実験計画の変更を理事長に申請しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、動物実験倫理委員会から申請内容について、資料の要求があった場合には、資料を提出し、説明の要求があった場合には、文書又は口頭で説明をしなければならない。

(動物実験倫理委員会への付議)

第10条 理事長は、動物実験計画申請書の提出を受けた場合には速やかに動物実験倫理委員会に付議するものとする。

(動物実験計画の審査)

第11条 動物実験倫理委員会は、理事長から付議された動物実験計画申請書を審査し、次に掲げる各号いずれかの判定を行い、理事長に報告する。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 差し戻し
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 前項に掲げる各号の判断基準は下記のとおりとする。

- (1) 関係法令等及び本規程に合致しており、倫理的問題もないため、実験の実施を認める。
- (2) 実験実施の運用によっては、関係法令及び本規程に抵触する可能性または倫理的問題が生じる可能性があるため、委員会の付した条件に基づき実験を実施する場合に限り、実験の実施を認める。あるいは、動物実験計画申請書に修正を要する箇所があるため、修正を確認した後に改めて実験の実施を認める。
- (3) 現在の実験方法では倫理的問題または関係法令及び本規程に抵触する可能性があるため、実験方法の見直し等を行った上、再度判定のために申請書の提出を求める。
- (4) 実験自体に倫理的問題または関係法令及び本規程への抵触があるため、実験の実施を認めない。
- (5) 実験内容は関係法令及び本規程との関係がない。

(定足数及び議決方法)

第12条 委員会における決議には、過半数の委員の出席（書面による決議においては全委員の3分の2）及び過半数の出席委員の賛同を必要とする。

2 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査について議決権行使することができない。この場合において、当該委員は前項の出席者の母数に算入しない。

(判定の通知)

第13条 理事長は、申請者に第11条及び第17条の審査結果に基づいた判定結果を文書にて通知しなければならない。

2 判定結果の通知にあたっては、判定が第11条第1項第1号以外の場合にはその理由を具体的に記載しなければならない。

(動物実験計画の実施状況及び結果)

第14条 動物実験責任者は、年度の終わりに動物実験実施結果報告書（様式1－4）を理事長に提出しなければならない。

2 動物実験責任者は、動物実験計画を最終的に終了させる場合及び中止する場合には、動

物実験（終了・中止）報告書（様式1－3）を用いて、理事長に届け出し、確認を受けなければならない。この場合においても、動物実験実施結果報告書（様式1－4）は理事長に提出しなければならない。

（飼養保管施設及び動物実験区域登録申請書の提出）

第15条 保管施設管理者は、実験動物保管施設を設置する際には事前に実験動物保管施設登録申請書（様式2－1－B）を用いて理事長に申請し、承認を得なければならない。

2 実験区域管理者は、動物実験区域を設置する際には事前に動物実験区域設置申請書（様式2－1－C）を用いて理事長に申請し、承認を得なければならない。

（動物実験倫理委員会への付議）

第16条 理事長は、実験動物保管施設登録申請書及び動物実験区域設置申請書の提出を受けた場合には速やかに動物実験倫理委員会に付議するものとする。

（飼養保管施設及び動物実験区域登録申請の審査）

第17条 動物実験倫理委員会は、理事長から付議された実験動物保管施設登録申請書及び動物実験区域設置申請書について、現地確認を行ったうえで審査を行い、理事長に報告する。

2 前項の審査においては、第11条の規程を「動物実験計画申請書」を「実験動物保管施設登録申請書及び動物実験区域設置申請書」に、「実験の実施」を「施設・区域の設置登録」に読み替えたうえで適用する。

（飼養保管施設及び動物実験区域の廃止）

第18条 保管施設管理者は、設置承認された実験動物保管施設の使用を終える場合には、動物実験施設廃止届（様式2－2）を用いて、理事長に届け出し、確認を受けなければならない。

2 理事長は、動物実験施設廃止届の提出を受けた場合には速やかに動物実験倫理委員会に送付するものとする。

3 動物実験倫理委員会は、送付された動物実験施設廃止届に基づいて、現地確認を行ったうえで、実験動物保管施設の廃止状況が適正であることを確認するものとする。確認の結果、廃止状況が不適正なものであった場合には、申請者に必要な指導を行うものとする。

4 理事長は、申請者に確認結果を通知するものとする。

5 前項までの規程は、実験区域管理者が、動物実験区域の使用を終了する場合にも適用される。

（動物実験実施者の登録）

第19条 動物実験実施者となる者は、動物実験実施者登録届（様式3）を用いて、理事長に届

け出し、動物実験実施前に動物実験実施者登録を受ける必要がある。

- 2 前項における登録期間は当該年度内に限るものとする。
- 3 理事長は、動物実験実施者登録届の提出を受けた場合には速やかに動物実験倫理委員会に送付するものとする。
- 4 動物実験倫理委員会は、送付された動物実験実施者登録届に基づいて、記載事項の確認及び実験動物管理委員会へ第47条の教育訓練の受講歴及び対照血清の提出の有無の確認を行ったうえで、動物実験実施者登録を行う。
- 5 理事長は、申請者に登録情報を文書にて通知するものとする。

(担当事務)

第20条 委員会に関する事務は、企画経営部研究医療課が行う。

## 第5章 実験動物管理委員会

(実験動物管理委員会の役割)

第21条 実験動物管理委員会は、動物実験倫理委員会の指導のもとで、動物実験等の適正実施及び施設等の適正運用を行うにあたり必要な教育訓練を実施し、実験動物飼育棟の環境、清潔度を適正な状態で維持することによって、円滑な研究活動に利するために次の各号に掲げる業務を所掌するものとする。

- (1) 実験動物施設棟にかかる飼養保管のマニュアルの作成・改訂
- (2) 第47条に記載する教育訓練の実施
- (3) 実験動物施設棟の運用ルールの作成・改訂
- (4) 関係法令及び本規程、実験動物施設棟にかかる飼養保管のマニュアル及び運用ルール、センター内の各種ルールを動物実験実施者及び施設管理者向けに解説した「動物実験の手続き」の作成・改訂及び周知に関すること
- (5) 動物実験実施者から動物実験実施前に採取された対照用血清の管理に関すること
- (6) 実験動物保管施設及び動物実験区域の適正運用に必要な助力を行うこと
- (7) 動物実験等に係る自己点検及び評価並びに検証の適正な実施に必要な助力を行うこと
- (8) その他動物実験等の適正実施及び動物の飼育環境等の適正維持に必要なこと

(実験動物管理委員会の責務)

第22条 実験動物管理委員会は、動物実験実施者が関係法令等及び本規程を遵守したうえで研究活動を円滑に行うことができるよう適切な助力を与える責務を負う。

- 2 実験動物管理委員会は、実験動物施設棟の利用者である動物実験実施者の意思を尊重して、実験動物施設棟の運用を行うものとする。実験動物施設棟利用者に対する情報公開を行い、また、実験動物施設棟利用者の意思を決定に反映させる手段を確保する責務を負う。

(委員会の構成)

第23条 委員会は次の各号に掲げる者を委員として構成する。

(1) 実験動物管理室長

(2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 4名以上

2 委員会には委員長を置き、実験動物管理室長を充てる。

3 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となるとともに委員会の事務を総括する。

4 委員会の事務は、企画経営部研究医療課があたり、議事録等の保管に当たる。委員長が指名する委員が必要に応じてこれを補佐するものとする。

5 委員長は、審査や審議の内容に応じ、委員以外にも動物実験の専門家等、必要と認める者を委員会に出席させて意見を聞くことができる。

(委員会の決議)

第24条 委員会における決議には、過半数の委員の出席及び過半数の委員の賛同に基づくものとするが、実施が前提であるので、全員の一致を目指す。

2 実験動物施設棟の運用にかかる事項については、実験動物棟利用者の意思確認の結果を踏まえて議論し、決定するものとする。

3 委員会は動物実験倫理委員会に審議内容を報告し、必要に応じて指導をあおぐものとする。

(委員会の情報公開及び決議内容の周知)

第25条 実験動物管理委員会は動物実験実施者及び施設管理者に対し、次の各号に掲げる情報を公開するものとする。

(1) 委員会議事録

(2) 実験動物施設棟の運用にかかる議題については、実験動物施設棟利用者が意思表示するにあたり必要な情報

(3) その他必要な事項（委員会の運用方法等）

2 委員会における決定事項は、速やかに動物実験実施者及び施設管理者に周知するものとする。併せて動物実験の手引きの改訂を行い、動物実験実施者及び施設管理者に周知を行うものとする。

## 第6章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第26条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、

次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験計画書申請書を理事長に提出するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
  - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
  - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
  - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
  - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。
- 2 動物実験計画書申請書にて申請する実験実施期間は当該年度内に限られるため、複数年度にわたる実験を計画する場合においては年度ごとに継続申請を行うこと。
  - 3 理事長は、動物実験責任者から動物実験計画申請書の提出を受けたときは、動物実験倫理委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知すること。
  - 4 動物実験責任者は、動物実験計画申請書について理事長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。
  - 5 動物実験責任者は、動物実験計画申請書記載の動物実験等を実施した後、動物実験実施結果報告書により、計画からの変更の有無、成果等について理事長に報告しなければならない。

#### （実験操作）

第27条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、関係法令等に即するとともに、特に以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画申請書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
  - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - ②実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
  - ③適切な術後管理
  - ④適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験及びR I 施設内で行われる動物実験）については、関係法令等及びセンターにおける関連する規程等（法人における安衛法、感染症法、カルタヘナ法、病原体等安全管理規程、遺伝子組み換え実験安全規定、放射線障害予防規程等）に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

## 第7章 施設等

### (施設等)

第28条 動物実験等（24時間以内の一時的保管を含む）は、飼養保管施設もしくは動物実験区域内でのみ行うことができる。

- 2 実験動物の飼養及び保管は、飼養保管施設内でのみ行うことができる。なお、飼養保管施設のうち、実験動物施設棟（げっ歯類のみ飼養可能）においては飼養期間の制限を設けないが、実験動物保管施設においては、同一個体についての飼養期間は原則2ヶ月以内とし、2ヶ月を超える場合には実験動物管理者の確認を得たうえで飼養を継続すること。
- 3 実験動物保管施設及び実験動物区域は、理事長の承認を得た後でなければ、その用途に供することができない。

### (実験動物保管施設の設置)

第29条 実験動物施設棟以外の飼養保管施設を設置する場合は、保管施設管理者が実験動物保管施設登録申請書（様式2-1-B）を提出し、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、申請された実験動物保管施設を動物実験倫理委員会に調査・審査させ、その助言により、承認または非承認を決定する。

### (飼養保管施設の要件)

第30条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

### (動物実験区域の設置)

第31条 飼養保管施設以外において、動物実験区域を設置する場合、実験区域管理者が動物実験区域登録申請書（様式2-1-C）を提出し、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、申請された動物実験区域を動物実験倫理委員会に調査・審査させ、その助言により、承認または非承認を決定する。

(動物実験区域の要件)

第32条 動物実験区域は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第33条 施設管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第34条 施設等を廃止する場合は、施設管理者が動物実験施設廃止届（様式2－2）を理事長に届け出るものとする。

- 2 施設管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

## 第8章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアル（標準操作手順）の作成と周知)

第35条 施設管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知する。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第36条 実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第37条 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、関連法令等に基づき適正に管理されている機関から導入する。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行う。
- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じる。

(給餌・給水)

第38条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第39条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行う。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行う。

(異種又は同種複数系統の飼育)

第40条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は同種複数系統の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録の保存及び報告)

第41条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存する。

2 施設管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、理事長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第42条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報及び遺伝子組換え情報を必要に応じて提供すること。

(輸送)

第43条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

## 第9章 安全管理

(危害防止)

第44条 施設管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 施設管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

3 施設管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じる。

4 施設管理者は、毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の

防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。

- 5 施設管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に關係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じる。

(緊急時の対応)

第45条 施設管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

- 2 施設管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努める。

(人と動物の共通感染症の対応)

第46条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努める。

- 2 施設管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努める。

## 第10章 教育訓練

第47条 施設管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関し、実験動物管理委員会が実施する所定の教育訓練を受けるものとする。

- (1) 関連法令等、センター規程等
- (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
- (3) 実験動物の飼養及び保管に関する基本的事項
- (4) 安全確保、安全管理に関する事項
- (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存する。

## 第11章 自己点検・評価・検証

第48条 理事長は、動物実験倫理委員会に、厚生労働省基本指針への適合性に関し、自己点検及び評価並びに検証を行わせる。

- 2 動物実験倫理委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検及び評価並びに検証を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 3 動物実験倫理委員会は、実験動物管理委員会、施設管理者、動物実験実施者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検及び評価並びに検証のための資料を提出させることが

できる。

- 4 理事長は、自己点検及び評価の結果について、センター以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

## 第12章 情報公開

第49条 センターにおける、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の公開方法等）を毎年1回程度公表する。

## 第13章 補則

(準用)

第50条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(雑則)

第51条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 本規程は平成25年8月23日から施行する。
- 2 独立行政法人国立長寿医療センター動物実験倫理委員会規程、独立行政法人国立長寿医療研究センター動物飼育設備利用者委員会規程、独立行政法人国立長寿医療研究センター動物実験規則、独立行政法人国立長寿医療研究センター動物実験取扱規程に基づく申請及び決定等は、別に定めるものを除き、本規程に基づく申請及び決定等と見なすことができる。

## 附 則

本規程は平成26年7月30日から施行する。

## 附 則

本規程は平成26年9月1日から施行する。

## 附 則

本規程は平成27年2月9日から施行する。

## 附 則

本規程は平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

本規程は平成27年6月1日から施行する。

## 附 則

本規程は平成27年7月1日から施行する。

附 則

本規程は平成30年3月8日から施行する。

附 則

本規程は令和元年7月31日から施行する。

様式 1 - 1

※受付番号

※受付日 令和 年 月 日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長 殿

令和 年 月 日

### 令和 年度 動物実験計画申請書（新規・継続）

#### A. 動物実験実施者

動物実験 責任者 (申請者)	フリガナ		所属 (研究部・室名)	
	氏名			
	印		職名	
連絡先	内線 :	メールアドレス :		@ncgg.go.jp
動物実験 実施者	(動物実験責任者以外の動物実験実施者全員について、氏名(所属・職名)を記載すること。)			

#### B. 研究計画

研究課題名 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 全面開示	(継続・変更申請の場合は元の承認番号を課題名の後ろに括弧書きで記入すること。)		
研究目的 (期待される成果) <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 全面開示			
研究計画と 方法 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 全面開示	実験区分 (該当項目すべてをマークすること。) <input type="checkbox"/> 材料の採取 <input type="checkbox"/> 薬剤等の投与 <input type="checkbox"/> 外科的処置 <input type="checkbox"/> 系統維持・繁殖 <input type="checkbox"/> 行動観察 <input type="checkbox"/> 感染実験 <input type="checkbox"/> 発癌実験 <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験 <input type="checkbox"/> その他		

研究計画と 方法	実験方法（動物に加える処置を具体的に記入し、処置ごとに「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等を合わせて明記するとともに整合性をもたせること。また、加齢育成動物を使用する場合には、具体的に記載すること。）
-------------	---

	<p>実験全体で使用する動物の必要匹数とその算出根拠(実験そのものに必要とする匹数の積み上げと、系統維持・繁殖にかかる匹数の見込みとを区別して記載すること。本欄の記載匹数の総計はC欄の記載匹数と一致する。加齢育成動物にかかる記載匹数は次年度以降の使用匹数が含まれることもあるため、他の動物と区別して記載すること。)</p>
研究内容を部分開示とした理由	

C. 動物実験内容

実験実施 期間	承認日～令和 年 月 日 ( ケ月間)				実験開始時期 ※継続年数 3年以下 令和 年 月 ～		
動物の 飼養場所 及び実験 実施場所	動物飼養場所 (該当する飼養保管施設をマークすること。) <input type="checkbox"/> 実験動物施設棟 ( <input type="checkbox"/> 1 F <input type="checkbox"/> 2 F) <input type="checkbox"/> 実験動物保管施設 (施設名の後に承認番号を括弧書きで記載すること。 ( ) <input type="checkbox"/> 外部施設 ( ) )						
	実験実施場所 (使用する施設等をマークすること。) <input type="checkbox"/> 実験動物施設棟 ( <input type="checkbox"/> 1 F <input type="checkbox"/> 2 F) <input type="checkbox"/> 実験動物保管施設・動物実験区域 (施設名の後に承認番号を記載すること。 ( ) <input type="checkbox"/> 外部施設 ( ) )						
使用動物	動物種	系統	性 別	匹数 <small>(系統維持を予定している場合には繁殖匹数を含めた概算を記載する)</small>	導入機関名 <small>(入手先)</small>	遺伝学的保証の有無	微生物学的保証の有無

加齢育成 動物使用 予定	実施予 定日	動物種・系 統名	性 別	匹数	月齢	実験方法
特殊実験 区分	(該当項目すべてをマークすること。) <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1. 感染実験（安全度分類 <input type="checkbox"/> ABSL1 <input type="checkbox"/> ABSL2 <input type="checkbox"/> ABSL3）</li> <li><input type="checkbox"/> 2. 遺伝子組換え生物使用実験（区分 <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A）</li> <li><input type="checkbox"/> 3. 放射性同位元素・放射能使用実験</li> <li><input type="checkbox"/> 4. 化学発癌・重金属実験</li> </ul>					
動物実験 を必要と する理由	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。</li> <li><input type="checkbox"/> 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。</li> <li><input type="checkbox"/> 3. その他 ( )</li> </ul>					
想定され る苦痛の カテゴリー	(研究計画中で最も苦痛の重い処置についてのカテゴリーを選択し、マークすること。) <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいは全く不快感を与えないと思われる実験。</li> <li><input type="checkbox"/> C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み（短時間持続するもの）を伴うと思われる実験。</li> <li><input type="checkbox"/> D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み（長時間持続するもの）を伴うと思われる実験。</li> <li><input type="checkbox"/> E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。</li> </ul>					
動物の苦 痛軽減、排 除の方法	(該当項目すべてをマークすること。) <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。</li> <li><input type="checkbox"/> 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。</li> <li><input type="checkbox"/> 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (薬剤名・投与量・投与方法: )</li> <li><input type="checkbox"/> 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 5. その他 ( )</li> </ul>					

安樂死の方法	<p>(併用も含め、該当項目すべてをマークすること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 麻酔薬等の使用 (薬剤名・投与量・投与方法 : )</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 炭酸ガス</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 中枢破壊 (破壊方法 : )</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 安樂死させない (理由 : )</p>
参考事項	<p>関連委員会への申請状況 (該当項目をマークし、括弧内に申請状況 (承認済の場合には承認番号) を記載すること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験 ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 感染実験 ( )</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (委員会名 : 申請状況 : )</p> <p>その他特記事項・備考</p>

※研究医療課記入欄

動物実験倫理委員会審査終了日：令和 年 月 日		
審査結果： 承認 • 条件付承認 • 差し戻し • 不承認 • 非該当		
意見等：		
承認日：令和 年 月 日		承認番号：
中止・終了等： 令和 年 月 日		

様式1－2

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長 殿

## 動物実験計画変更申請書

動物実験責任者（申請者）

所属

職名

氏名

印

令和 年 月 日付け承認済みの動物実験計画（承認番号\_\_\_\_\_）を下記のとおり変更したく申請いたします。

記

### 1. 変更事項

動物実験従事者

追加

変更（変更内容： ）

使用動物の動物種・系統・匹数等

追加

変更（変更内容： ）

実験期間の変更（変更内容： ）

その他の変更（変更項目・変更内容： ）

### 2. 変更理由

### 3. 添付書類

■動物実験計画申請書（変更）（変更箇所を赤字表示すること。）

その他（ ）

以上

注）関連委員会（遺伝子組換え実験安全委員会・感染実験安全委員会等）への申請も必要に応じて別途行うこと。（遺伝子組換え生物の追加や病原体等使用実験の追加など）

様式 1 - 3

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長 殿

## 動物実験（終了・中止）報告書

動物実験責任者

所属：

職名：

氏名： 印

承認番号\_\_\_\_\_の動物実験計画を下記のとおり、（終了・中止）しましたので報告致します。

記

### 1. 実験（終了・中止）年月日

令和 年 月 日

### 2. 実験動物の処分方法

譲渡（譲渡先： ）

殺処分（安樂死方法： ）

### 3. 実験動物の処分年月日

令和 年 月 日

### 4. 備考

※この様式は動物実験計画を最終的に終了する場合（次年度に継続する場合は該当しない。）又は中止する場合のみに提出すること。

様式 1-4

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長 殿

## 動物実験実施結果報告書

動物実験責任者

所属

職名

氏名 \_\_\_\_\_ 印

動物実験取扱規程に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 承認番号	
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 <small>(該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述)</small>	<input type="checkbox"/> 計画どおり適正に実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して適正に実施 (変更申請が提出されていることが必要) <input type="checkbox"/> 中止 (中止年月日 : 令和 年 月 日)
<u>※ 3Rs の配慮についても具体的に記載すること</u>	結果の概要
4. 成果 (予定を含む) <small>(得られた業績:著書、原著、学会発表などについて、著者名、論文表題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載。必要に応じて別紙に記載)</small>	
5. 特記事項	

研究医療課確認日 令和 年 月 日

様式2－1－A

※受付番号

※受付日 令和 年 月 日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長 殿

令和 年 月 日

## 飼養保管施設（実験動物施設棟）登録申請書

保管施設管理者（申請者）

所属

職名

氏名 \_\_\_\_\_ 印

動物実験取扱規程に基づき、下記の実験動物保管施設の設置を申請いたします。

1. 実験動物保管施設の名称	動物実験施設棟
2. 施設の設置場所（棟名・階数）	実験動物施設棟（2階建て） ＊施設の位置図（施設の所在位置を図示する）を添付すること。
3. 施設の管理体制	<保管施設管理者> 所属：研究所 職名：所長 氏名：〇〇 〇〇 連絡先：内線  <実験動物管理者> 所属：実験動物管理室 職名：室長 氏名：〇〇 〇〇 連絡先：内線〇〇〇〇 関連資格：〇〇 経験年数：〇年  <飼養者>（人数が多い場合、別紙にて添付すること。） 所属： 職名： 氏名： 連絡先： 関連資格： 経験年数：
4. 施設の概要	1) 建物の構造 □鉄筋コンクリート造 □その他（ ） 2) 空調設備（温湿度制御の有無、換気回数等を記載すること。）

	<p>3) 飼養保管する実験動物種</p> <p>4) 飼養保管設備（飼育ケージ等） 規格： 最大収容数：</p> <p>5) 逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖などを記載する）</p> <p>6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備） 名称： 規格：</p> <p>7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p> <p>*施設内の平面図（施設内の設備や逸走経路になりえる扉や配管口を図示する）を添付すること。</p>
5. 特記事項 (例：化学的危険物質、病原体等を扱う場合等において対応できる設備構造の有無等)	

※研究医療課記入欄

動物実験倫理委員会審査終了日：令和 年 月 日	
審査結果： 承認 • 条件付承認 • 差し戻し • 不承認 • 非該当	
意見等：	
承認日：令和 年 月 日	承認番号：

様式2－1－B

※受付番号

※受付日 令和 年 月 日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長 殿

令和 年 月 日

## 実験動物保管施設登録申請書（新規・変更）

保管施設管理者（申請者）

所属

職名

氏名 \_\_\_\_\_ 印

動物実験取扱規程に基づき、下記の実験動物保管施設の設置を申請いたします。

1. 実験動物保管施設の名称	
2. 施設の設置場所（棟名・階数）	*施設の位置図（施設の所在位置をフロア間取り図などで図示する）を添付すること。
3. 施設の管理体制	<保管施設管理者> 所属： 職名： 氏名： 連絡先：内線  <実験動物管理者> 所属：実験動物管理室 職名：室長 氏名：〇〇 〇〇 連絡先：内線〇〇〇〇 関連資格：〇〇 経験年数：〇年  <飼養者>（人数が多い場合、別紙にて添付すること。） 所属： 職名： 氏名： 連絡先： 関連資格： 経験年数：
4. 施設の概要	1) 建物の構造 □鉄筋コンクリート造 □その他（ ） 2) 空調設備（温湿度制御の有無、換気回数等を記載すること。）

	<p>3) 飼養保管する実験動物種</p> <p>4) 飼養保管設備（飼育ケージ等） 規格： 最大収容数：</p> <p>5) 逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖などを記載する）</p> <p>6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備） 名称： 規格：</p> <p>7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策</p> <p>*施設内の平面図（施設内の設備や逸走経路になりえる扉や配管口を図示する）を添付すること。</p>
5. 特記事項 (例：化学的危険物質、病原体等を扱う場合等において対応できる設備構造の有無等)	

※変更申請の場合は変更箇所を赤字で示すこと。

※研究医療課記入欄

動物実験倫理委員会審査終了日：令和　　年　　月　　日	
審査結果： 承認 ・ 条件付承認 ・ 差し戻し ・ 不承認 ・ 非該当	
意見等：	
承認日：令和　　年　　月　　日	承認番号：

様式2－1－C

※受付番号

※受付日 令和 年 月 日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長 殿

令和 年 月 日

## 動物実験区域登録申請書（新規・変更）

実験区域管理者（申請者）

所属

職名

氏名 \_\_\_\_\_ 印

動物実験取扱規程に基づき、下記の動物実験区域の設置を申請いたします。

1. 動物実験区域の名称	
2. 区域の設置場所（棟名・階数）	*区域の位置図（区域の所在位置をフロア間取り図などで図示する）を添付すること。
3. 区域の管理体制	<実験区域管理者> 所属： 職名： 氏名： 連絡先：内線
4. 区域の概要	1) 実験室の面積 m <sup>2</sup> 2) 実験に使用する実験動物種  3) 実験設備（特殊装置の有無等）  4) 逸走防止策（前室の有無、窓や排水口の封鎖など）  5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策  *区域内の平面図（区域内の設備や逸走経路になりえる扉や配管口を図示する）を添付すること。
5. 特記事項	

(例：化学的危険物質、病原体等を扱う場合等において対応できる設備構造の有無等)	
---	--

※変更申請の場合は変更箇所を赤字で示すこと。

※研究医療課記入欄

動物実験倫理委員会審査終了日：令和　年　月　日	
審査結果： 承認 ・ 条件付承認 ・ 差し戻し ・ 不承認 ・ 非該当	
意見等：	
承認日：令和　年　月　日	承認番号：

様式2－2

※受付番号

※受付日 令和 年 月 日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長 殿

令和 年 月 日

## 動物実験施設廃止届

(保管施設・実験区域) 管理者

所属

職名

氏名 印

動物実験取扱規程に基づき、下記の施設等の廃止を届出いたします。

1. 廃止する施設区分	<input type="checkbox"/> 実験動物保管施設 <input type="checkbox"/> 動物実験区域
2. 廃止する保管施設(実験区域)の名称及び承認番号	名称： 承認番号：
3. 保管施設(実験区域)管理者	所属： 職名： 氏名： 連絡先：内線
4. 廃止(予定)年月日	令和 年 月 日
5. 廃止後の利用予定	
6. 廃止時に残存した飼養保管動物の措置(保管施設の場合のみ記載する。)	残存飼養保管動物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合の措置 <input type="checkbox"/> 譲渡(譲渡先： ) <input type="checkbox"/> 殺処分(安楽死方法： )
7. 特記事項	

### ※研究医療課記入欄

動物実験倫理委員会審査終了日：令和 年 月 日	
審査結果： 承認 ・ 条件付承認 ・ 差し戻し ・ 不承認 ・ 非該当	
意見等：	
承認日：令和 年 月 日	承認番号：

様式3－1

※受付番号

※受付日 令和 年 月 日

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長 殿

令和 年 月 日

### 令和 年度 動物実験実施者登録届（新規・継続・変更）

動物実験取扱規程及び当センターの各種規程、関係法令等を遵守したうえで、適正に動物実験等を行うことを誓約し、下記のとおり動物実験実施者登録事項を届出いたします。

1. 動物実験実施者（申請者） 氏名	(ふりがな) 印
2. 所属・職名	
3. 連絡先	内線番号： メールアドレス： @ncgg.go.jp
4. 登録番号（継続・変更のみ）	
5. 動物実験講習会受講歴	<input type="checkbox"/> 受講済み（種類： ） <input type="checkbox"/> 未受講（受講予定： ）
6. 対照用血清（新規のみ）	<input type="checkbox"/> 提出済 <input type="checkbox"/> 未提出（提出予定： ）
7. 今年度実施（従事）予定の 動物実験計画	（承認番号・受付番号・課題名のいずれかを記載する。年度途中に この項目のみを変更する場合には、変更届の提出を要さない。）
備考	

#### ※研究医療課記載欄

動物実験講習会受講歴・対照用血清確認	<input type="checkbox"/> 確認済（確認日： ）		
動物実験計画承認番号及び更新履歴：			
講習：	血清：	動実施者：	—
備考			

様式3－2

所属

職名

氏名

殿

令和　年　月　日

令和〇〇年度 動物実験実施者登録書

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

理事長 〇〇 〇〇 印

令和　年　月　日付の動物実験実施者登録届を確認し、下記のとおり動物実験実施者登録を行いましたので通知いたします。

動物実験実施者登録番号 : \_\_\_\_\_

登録期間 : 令和　年　月　日～令和　年　月　日